

# 奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

SERVE TO CHANGE LIVES

令和3年8月4日 第2,553回

令和3年8月25日 第2,554回

令和3年9月1日 第2,555回

令和3年9月16日 第2,556回

No.2,278号

会長：永井 真介 ・ 幹事：仁科 圭右 ・ 会員サービス委員長：原田 政和

E-mail：neast-rc@valley.ne.jp

URL：http://www.valley.ne.jp/~neast-rc/

## 《ロータリーソング》

- 君が代・我らの生業・信濃の国
- 誕生日の歌（後程）

## 《会長報告》

- コロナが拡大しています。みなさんもご存じのとおり感染急拡大地域では、感染者は重症などにならないと入院できず、自宅療養になるようです。長野県は感染急拡大地域にあたるのかよくわかりませんが、こうなるとあたりまえですが自分の身は自分でまもるしかありません。大変な世の中になってきました。

本日は、有名な夫婦別姓訴訟について、お話ししたいと思います。

ご存じのとおり今の民法、戸籍法は、結婚する際、夫婦どちらかの姓にしないと結婚できないようになっております。これに対して結婚しても自分の姓を変えたくない、夫婦で別の姓を名乗りたいという人もたくさんおります。

そこで現行法の下では事実上結婚しても入籍せず、それぞれの姓を名乗っている人たちがたくさんいます。この場合には、結婚しないので、両者の間で相続関係は起きず、子供も嫡出子にはならず、共同親権に服しないこととなります。

またどちらかの姓にして結婚しても姓が

変わった側が旧姓を通称として使っている例も多くあります。旧姓を通称として使うのは社会的に広く認められてきています。ただこの場合でも免許証などには結婚して変更された姓を用いるしかなく、不都合はあります。

こんな状況の中で民法戸籍法の規定はおかしいとして訴訟提起をした人たちがいました。そして最終的に最高裁平成27年判決が言い渡されました。事案は、原告が民法の規定が憲法13条、14条、24条1項、2項に違反し、それを改廃する立法措置を採らない立法の不作为が違法だとして国に対して国家賠償法に基づき損害賠償請求をなしたものです。

最高裁は、結論的には原告の主張を認めていません。

まず憲法13条については、原告は氏の変更を強制されない自由を憲法上の人格権であると主張していますが、それは憲法上の権利として保障される人格権の1つであるということは認められないとしています。

また憲法14条については、原告は、民法の規定の運用において、96パーセント以上の夫婦が夫の姓を選択しているという性差別を発生させ、ほとんどの女性のみにも不利益を負わせる効果を有する規定であるから、憲法14条違反であると主張しています。

これに対して最高裁は、夫婦の協議で姓が決められているのであって、民法自体が差別的取扱を定めているものではなく、男女間の形式的な不平等はないとして、14条違反を否定としています。

憲法24条については、最高裁は、姓は、家族の呼び名として意味があり、現行法でも家族の呼び名としてそれを定めることには合理性がある、そして夫婦が同一の姓を有することは家族という集団の構成員であることを対外的に公示し、識別する機能を有している、夫婦共同親権に服する嫡出子であることを示すためにも一定の意義がある、家族の構成員であることを実感することに意義を見いだす考え方も理解できる、として24条違反を認めませんでした。

ただ裁判官15名のうち、反対意見は5名ありました。

本年6月23日にも夫婦別姓訴訟について、最高裁判決が出されました。

最高裁の結論は、平成27年判決と同じです。ただ今回も15名のうち4人の裁判官が反対意見を述べました。反対意見は1名減ったということになります。

この問題は、基本的には国会で解決されるべきものだと思います。法務省の法制審議会では平成8年にいわゆる選択的夫婦別姓を定めるということの答申を出しています。これは夫婦の姓を1つに統一してもいいし、別々の姓を名乗ることも認めようというものです。ただ現在でも民法改正には至っていません。

本日はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

#### 《バッジ授与》

- ロータリー財団より  
ポール・ハリスフェロー  
袖山 榮輝君  
マルチプル・ポールハリスフェロー  
鷺澤 幸一君

#### 《誕生祝い》

- 今月お誕生日をお迎いの皆様おめでとうございます。

ご本人：岩井 敏君、横田 一尊君  
仁科 圭右君、佐藤 英樹君

- ご夫人がお誕生日をお迎いの皆様には、お花を届けさせていただきます。

ご夫人：倉田 英彦君（香代子さん）  
袖山 榮輝君（麻也さん）  
宮原 博之君（博美さん）  
和田 晶宜君（こずえさん）

#### 《在籍表彰》

- 8月入会おめでとうございます。  
齋藤 英明君 1年

#### 《幹事報告》

- 理事会報告
  - ・ 次期役員候補（副会長・幹事・会計）選考の件につきまして協議いたしました。後ほどのクラブ総会にて皆様にお諮りいたします。
  - ・ 8、9月のプログラムにつきまして確認いたしました。
- 先般お配りしたクラブ計画書の92ページ2020-2021年度の委員会構成表に不備がございました。本日訂正シールをお配りいたしましたので、ご修正をお願いいたします。大変失礼いたしました。
- 次週11日は祝日のある週のため、また18日はお盆休みのため、休会となりますのでお間違いの無いようよろしくお願いいたします。事務局は12日（木）から17日（火）までお休みとなります。緊急のご用件につきましては幹事までお願いいたします。
- 例会変更のお知らせ  
上田東RC 8月4日（水）新型コロナウイルス感染拡大防止のため休会いたします。  
8月11日（水）祝日のある週のため休会いたします。  
\*いずれも定刻受付はいたしません。
- 上田RC 7月22日（木）祝日のため、休会いたします。  
\*定刻受付はいたしません。  
7月29日（木）納涼夜間例会のため、時間を変更いたします

す。  
\*定刻受付をいたします。

### 《出席報告》

本日	出席	欠席	出席率
会員数58名	36名	22名	62.06%
前々回 7月14日		訂正出席率	81.48%

### 《ニコニコボックス》

誕生日祝い：佐藤 英樹君、横田 一尊君  
仁科 圭右君

夫人誕生日祝い：袖山 榮輝君、宮原 博之君

○ 暫くぶりの出席でお世話になります。  
篠原 寿人君

○ 暑さと、コロナに気をつけましょう。  
篠田 諭君

○ 女子ボクシング入江選手のボクシングスタイル、かまえ方がとてもかっこいいですね。パンチもスマート、ホレボレします。オリンピックで熱くなりよけいこの暑さがこたえます。マスクで熱中症にならぬように、ご自愛下さい。佐藤 忠幸君

○ オリンピック盛り上がっています。  
土屋龍一郎君

○ 暑中御見舞い申しあげます。今、好きな言葉「宴会」「二次会」「三次会」  
嫌いな言葉「中止」「リモート」「副反応」  
皆様どうぞご自愛ください。

千野 貴文君

### 《本日のプログラム》

- クラブ年次総会

進行：仁科幹事  
議長：永井会長

本日の議案は1件、次期副会長・幹事・会計候補指名についてであります。

長野東ロータリークラブ細則、第1条役員を選出第1節、第2項に「次年度の副会長・幹事・会計の選出は8月の第1例会において立候補を求める。会長は次期役員候補指名委員会の人選をし、総会に諮り決定する。」とあります。

立候補される方は8月16日（月）までに私までお申し出下さい。

次期役員候補指名委員会を8月末までに

開催し、役員を推薦頂き総会に諮り決定致します。

次期役員候補指名委員会のメンバーにつきましては過去の慣習等を考慮し、歴代会長にお願いする予定ですが、選任につきましては私に一任頂ければと存じます。

以上の過程にて次期副会長・幹事・会計候補を決定したいと思います。よろしいでしょうか？

全会一致で承認

### 《8月25日のプログラム》

- オンライン例会
- 会員卓話 土屋 龍一郎君

### 《会長報告》

○ 新型コロナが猛威を振るっており、今年度初めてのオンライン例会になってしまいました。私は純粋な会議であればオンライン会議でもいいと思うのですが、例会はそうではなく、皆さんの顔を拝見して集まることに意義がありますので、このような制限を受けてしまうのは大変残念です。

今のコロナ株は半端でない感染力ということですので、皆さんも十分に注意されてお過ごしのことと思います。

本日は土屋龍一郎さんの卓話です。本当は例会で話していただくのが1番いいのですが、オンラインとはいえ土屋さんのお考えをじっくりお聞きする機会を得られたということで大変楽しみにしております。

本日はよろしく願いいたします。

### 《幹事報告》

○ ご案内のとおり、現状感染レベル5となっており、次週の9月1日例会はクラブ年次総会ですが、本日同様オンライン例会とさせていただきます。詳細につきましては本日午後事務局よりご案内いたしますので、予めご了承をお願いいたします。

○ 9月の例会について

9/1 オンライン例会(クラブ年次総会)

9/8 ガバナー補佐事前訪問

9/15 会員卓話 宮澤 征爾君

9/22 休会

9/29 ガバナー公式訪問

となっておりますが、感染レベルに応じた対応をまいりますので、休会・オンライン例会への変更等あると思いますが、ご了承下さい。

### 《出席報告》

本日	出席	欠席	出席率
会員数58名	オンライン28名	24名	58.62%
	例会6名		
	合計34名		
前々回 7月28日	訂正出席率		100%

### 《ニコニコボックス》

○ 本日卓話させていただきます。

土屋龍一郎君

### 《本日のプログラム》

○ オンライン例会



○ 会員卓話

土屋 龍一郎君

「地方都市の課題と対応について」



## 《会 長 報 告》

- 最近の判例で気がついたものについてお話ししたいと思います。

本年7月28日、東京地裁でスーパーマーケットで転倒して左肘を骨折した男性が1億200万円の訴訟を提起していた事件の判決がありました。床が水浸しで放置されていたのが原因だとした請求です。裁判所は2180万円の支払を命じています。裁判長は、サニーレタスについた水が垂れて床がぬれていたのに、清掃などの対応をした形跡が窺われないとして、安全管理義務に違反したとしているようです。判決文がまだ公表されていないので、詳細はよく分かりません。

ちょっとびっくりする判決です。店舗をもっておられる方も多くおられるでしょうから、気になる判決ではあると思います。保険でカバーされる部分が多いのかもしれませんが、裁判になれば店舗が被告にならざるを得ませんので、注意が必要かもしれません。

少し判例をしらべてみたのですが、店舗での転倒に関わる損害賠償事件について、責任を認めた判例と責任を否定した判例がありました。

肯定したものとしては、銀行で店舗入り口に置かれた足拭きマットに足を乗せた途端、マットの端がめくれ上がって転倒して後遺障害が残る傷害を負った事案、スーパーで惣菜コーナーにあったカボチャの天ぷらが他の利用客によりレジの前に落とされ、その天ぷらを踏んで転倒した事案がありました。銀行の事例については、床面の滑り抵抗係数が東京都のまちづくり条例で定める基準を下回っていたことも影響しているように思われます。こんな基準があるというのは、今回初めて知りました。天ぷらによる事故については、利用客が自分で惣菜を運ぶような販売方法を採用していたこと、このような場合には惣菜が落下しやすいこと、も影響しているようです。つまり利用客に自分で惣菜を運ぶ

ようにしている以上、それは落下しやすいものと考えるべきであるし、店側としても店側が惣菜を包装するなどせず、利用客に惣菜を運んでもらうようにして便宜を得ているんじゃないかというようなことかもしれません。ただ天ぷらが落ちていたかどうか常時監視すべきであったという判断はかなり厳しい判断と思われる。

他方否定したものとしては、スーパーでの転倒事案、飲食店の店内を歩行中に転倒した事案があります。これは2つとも床面の滑り抵抗係数が東京都のまちづくり条例で定める基準を上回っていたことも影響しているように思われます。

いずれにしても店舗の床面については、水濡れがないかどうか、落下物がないかどうかなどある程度注意を払っておいた方が無難ということになります。

本日はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

## 《任 命 書 披 露》

- 2022-2023年度  
北信第二グループ  
ガバナー補佐 岩本 弘君

## 《お誕生日祝・夫人誕生祝・在籍賞》

- 会員誕生日祝  
篠原 寿人君、仁科 恵敏君  
土屋龍一郎君、岩崎 佳人君  
宮原 博之君、岸本 秀晴君
- 夫人誕生祝  
関口 浪男君（郁子さん）  
川浦 俊樹君（晴美さん）  
加藤 潤君（恵美子さん）  
稲田 芳久君（有紀さん）
- 在籍賞  
北野 敬造君 17年

## 《幹 事 報 告》

- 理事会報告  
次期役員候補選考の件について承認いただきました。後ほどのクラブ年次総会にて

皆様にお諮りいたします。

○ 9月のプログラムについて

9月12日まで特別警報II「感染警戒レベル5」が発出されております。

つきましては9月8日はガバナー補佐事前訪問ですが、当クラブのガイドラインに沿って例会は休会といたします。また、地区事務所から事前訪問・公式訪問についてのガイドラインが届きまして、例会休会の場合は「クラブ協議会」はオンラインでは非行うようにとのことですので、例会は休会ですが「クラブ協議会」はオンラインで開催いたします。対象の皆様には後ほどご案内を送らせていただきます。

9月15日はオンライン例会といたします。宮澤征爾君の会員卓話となります。

9月22日は祝日のある週のため休会となります。

9月29日ガバナー公式訪問については感染レベルを見ながら判断いたします。

○ 8/28米山奨学会セミナー出席者報告

副幹事 篠原 圭二君、佐藤 英樹君、宮澤 征爾君、岡田 義彦君  
ご出席ありがとうございました。

○ 8/28ロータリー財団セミナー出席者報告  
会長 永井 真介君、財団委員長 関口浪男君、地区ロータリー財団委員 岡田義彦君

ご出席ありがとうございました。

○ 例会変更のお知らせ

長野北東RC 9月6日(月)新型コロナウイルス感染防止対策として休会いたします。

9月13日(月)新型コロナウイルス感染防止対策として休会いたします。

9月20日(月)祝日のため、休会いたします。

9月27日(月)職場移動例会のため、場所を変更いたします。

\*いずれも定刻受付はいたしません。

長野RC

9月7日(火)新型コロナウイルス感染防止対策として休会

いたします。

9月14日(火)新型コロナウイルス感染防止対策として休会いたします。

9月21日(火)祝日のある週のため、休会いたします。

9月28日(火)新型コロナウイルス感染防止対策として休会いたします。

\*いずれも定刻受付はいたしません。

戸倉上山田RC

9月3日(金)新型コロナウイルス感染防止対策として休会いたします。

9月10日(金)新型コロナウイルス感染防止対策として休会いたします。

9月17日(金)新型コロナウイルス感染防止対策として休会いたします。

9月24日(金)理事会の決定により、休会といたします。

\*いずれも定刻受付はいたしません。

上田東RC

9月1日(水)新型コロナウイルス感染拡大防止のため休会いたします。

9月6日(水)新型コロナウイルス感染拡大防止のため休会いたします。

\*いずれも定刻受付はいたしません。

《出席報告》

本日	出席	欠席	出席率
会員数58名	オンライン32名	21名	63.79%
	例会5名 合計37名		
前々回	7月28日	訂正出席率	75.92%

《ニコニコボックス》

夫人誕生祝い：加藤 潤君

《本日のプログラム》

- オンライン例会

○ クラブ年次総会

進行：仁科幹事

議長：永井会長

- ・ 長野東ロータリークラブ細則第4条第3節に「会員総数の1/3をもって定足数とする。」とございます。本日の出席数はオンライン32名 例会場 5名、委任状8名計 45名、1/3以上の出席を満たしていますので、本総会は成立致します。
- ・ 本日の議案は次期副会長・幹事・会計候補指名についてであります。

長野東ロータリークラブ細則、第1条「役員を選出」第1節、第2項に沿いまして8月第1例会のクラブ総会において8月16日までに立候補を求めましたが、どなたからも候補がありませんでしたので、歴代会長を委員会構成とする「次期役員候補指名委員会」を設立、8月25日に開催したところ、副会長に 瀧川 浩君、幹事に 倉石 智典君、会計に 仁科 圭右君が候補者として指名されました。

人事案件でありますので拍手にてご承認をお願いします。

ありがとうございました。全員賛成にて承認決定されました。



《ご挨拶》

- 次年度副会長 瀧川 浩君
- 次年度幹事 倉石 智典君
- 次年度会計 仁科 圭右君

《会長報告》

- 池袋暴走事故の判決が本年9月2日に出ましたので、本日はこれについて述べたいと思います。

この事件は、旧通産省工業技術院の元院長が起こした暴走による交通事故（2名死亡、9名傷害）について、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条違反として起訴されたものです。求刑は禁錮7年でしたが、判決は禁錮5年の実刑判決を言い渡しました。なお法定刑は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金です。

事故は、平成31年4月19日に起こっています。判決によると、被告人は、午後0時30分に予約していたレストランに向かうために、奥さんを乗せて車で家をでました。家を出たときにはブレーキランプは点灯していました。午後0時23分23秒頃、被告人は、東池袋交差点近くに至り、左折のためにウインカーを出しました。同分25秒ころ、左折開始しましたが、それ以降、被告人の車は、左側の縁石に衝突しつつもさらに基本的に速度を上げ続け、2つの交差点に赤信号で進入して信号に従って進行していた2つの自転車に次々と衝突し、さらに塵芥車に衝突してその結果エアバックが開くとともに衝突の余勢で車両後部を前にして対向車線上に進出して20メートルに渡って逸走し、横断歩道を信号に従い横断していた者らに衝突した上、同分39秒ころ、対向車線上で停車していた自動車に衝突して停止したというものです。左折から10数秒での出来事でした。すさまじい事故だったようです。

検察官は、被告人がブレーキペダルとアクセルペダルを間違えて踏み込み、そのままアクセルペダルを踏み続けた過失を主張しましたが、弁護人は、被告人が運転していた車両に何らかの突発的な異常が生じ、これによって被告人車両が暴走した可能性があるから、被告人は無罪であると主張しています。

判決は、被告人の車両が左折開始後加速され続けていたことを速度鑑定や実際の走行実験などから認定しています。判決によれば速度は左折の時は時速60キロメートル程度だったようですが、その後80キロから90キロ以上まで出ていたとされています。また目撃者の証言から被告人の車両のブレーキランプは、左折開始後から2つめの交差点まで点灯していなかったことを認定しています。また被告人の車両に残った作動時フリーズデータは、被告人は、左折車線変更しようとした頃、被告人車両のブレーキペダルが踏まれていなかった一方、アクセルペダルが最大限まで踏み込まれた状態であったことを示すものだとしています。これらのことから判決は、被告人は、左折開始頃にアクセルペダルを踏み込み、縁石との衝突から2つめの交差点に至るまではアクセルペダルを最大限まで踏み込み続けていた一方でこの間ブレーキペダルを踏んでいなかったものと推認されるとしています。

これに対して弁護人は、10秒もの間、踏み間違いに気付かないままアクセルペダルを踏み続けるのは不自然だと主張していますが、パニックに陥った被告人が自らの踏み間違いに気付かないままアクセルペダルを踏み続けることは十分ありうるとしています。

また判決は、被告人車両に異常が発生した可能性があるかについては、事故の前後において被告人車両にアクセルやブレーキに異常が認められないこと、被告人車両における加速などの仕組みにおいては、誤作動が生じた場合にそれを制御する仕組みが備わっており、誤作動により暴走したとすれば、2つの系統に同時に異常が生じていたことになり、さらに油圧式ブレーキも作動せず、ブレーキランプも一時的に作動しないという異常がいくつも重なった稀有な事態となるとして、否定しています。

その他検討している点もありますが、判決は検察官の主張を認めています。



判決は、かなり丹念に事実を認定しています。被告人が控訴するかは分かりませんが、控訴されれば控訴審で争われることになります。

交通事故は怖いですね。私もいつ交通事故の加害者になるか分かりません。車の運転には気を付けたいと思います。

本日はこれで終わります。

## 《本日のプログラム》

- オンライン例会



- 会員卓話 宮澤 征爾君  
「配電設備の形態と故障事例」



## 《幹事報告》

- 地区事務所より  
8月の佐賀・長崎豪雨災害に対しまして2600地区災害義捐金口座より30万円を支援金としてお送りしたとのご連絡がございました。
- 次週22日の例会は祝日のある週のため休会となります。お間違いのないようよろしくお願いいたします。
- 29日の例会はガバナー公式訪問となります。現在のところ通常例会とする予定ですが、また皆様には追って事務局よりご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

## 《出席報告》

本日	出席	欠席	出席率
会員数58名	オンライン30名	22名	62.06%
	例会6名 合計36名		
前々回	8月25日	訂正出席率	79.62%

## 《9月29日のプログラム》

- ガバナー公式訪問  
国際ロータリー第2600地区  
ガバナー 桑澤 一郎様

## 《ニコニコボックス》

- 卓話の機会をいただきありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。  
宮澤 征爾君

## =次週例会予告=

## 《10月6日のプログラム》

- クラブフォーラム